今昔物 語 集 ع 冥 報 記

李大安蘇生譚をめぐって

宫

田

尚

摘がこうした方向からすでになされている。 ない基礎的な課題のひとつだといってよいであろう。じじつ、今昔 物語集の成立事情や性格などについての、いくつかの留意すべき指 のありようをあきらめていくうえで、ないがしろにすることのでき に、いわゆる<今昔化>しているかというもんだいは、今昔物語集 資料である。 冥報記は、三宝感応要略録とならぶ、今昔物語集震旦部の主要な したがって、その冥報記を、 今昔物語集が どのよう

したい。 と冥報記とのかかわりあいについての、若干の所見を述べることに 十三話「震旦李大安、依仏助被害得活語」をとおして、今昔物語集 ただ、本稿では、いわゆる<今昔化>への結論を急がず、巻六第

位置している。

典文学大系本今昔物語集』とは、冥報記の、それも前田家本にもとづ いたものであるというところまで限定して指摘している。前田家本 すでに指摘されている。ことに「今昔物語集の研究(上)」と「日本古 さて、この李大安蘇生譚の出典については、冥報記であることが

いる。すなわち、法苑珠林にもとづいているとされている第二十話 うに、三宝感応要略録にもとづいたはなしを主体にして構成されて ものであることは、まず確認されてよいであろうとわたしも考える。 とすることの当否はひとまずおくとして、これが冥報記にもとづく ところで、この李大安蘇生譚の収録されている巻六は、周知のよ

えられるのである。 残りの三九話は、いずれも三宝感応要略録に材をえているものと考 記にもとづいていると考えられる三話との、つごう九話を除いて、 から、打聞集的な資料が背後にあるとみられる巻頭の六話と、冥報 の出典は、別稿でふれたように三宝感応要略録とみるべきであろう

本話は、その三番めに 一類方 が背後にあるとみられる巻頭の六話は、いずれも仏法の渡震を内容 三宝感応要略録にもとづいていない九話のうち、打聞集的な資料

巻六第十三話は、 従者に刺し殺された李大安が、

式にもとづいて配されているわけであるが、 今昔物語集と冥報記

話から第十四話までの四話は、仏像霊験による蘇生譚が二話

の霊験によって生き返ることができたというはなしである。第十

妻の造った仏像

―李大安蘇生譚をめぐって―

を上一群をなしている。そしてといとさえみられる部分なってよれば、独立した一巻を構成してもよいとさえみられる部分ないるのだが、じつは震旦部の冒頭をかざる部分なのであり、考えよいるのだが、じつは震旦部の冒頭をかざる部分なのであり、考えよいるのだが、じつは震旦部の冒頭をかざる部分なのであり、考えよってよれば、独立した一巻を構成してもよいとさえみられる部分なのである。

にはない。 そこで、三宝の霊験を説くはなしを収めることをむねとしている そこで、三宝の霊験を説くはなしを収めることをもとがってよいであろう。じじつ、依拠資料による色分けする現象だといってよいであろう。じじつ、依拠資料による色分けさる現象だといってよいであろう。じじつ、依拠資料による色分けるとで、三宝の霊験を説くはなしを収めることをむねとしている

らないほどの重みをもっていると考えられるのであるが、この現象らみたばあい、第十四話、第二十六話らとともに、三宝感応要略録らみたばあい、第十四話、第二十六話らとともに、三宝感応要略録要するに、冥報記によっている李大安蘇生譚は、依拠資料の面か要するに、冥報記によっている李大安蘇生譚は、依拠資料の面か

上第六<唐隴西李大安妻為安造釈迦像救死感応>に目をとめた。

編者はまず、三宝感応要略録を主題別に整理していくなかで、

かし、それによらなかったのは、それが冥報記からの引用にかかる

そしてばあいによっては、構想の決定と編集の着手とをうながしたをしてばあいによっては、構想の段階からすでに、三宝感応要略に、冥報記に精通していたこと、また、冥報記は、今昔物語集の編に、冥報記に精通していたこと、また、冥報記は、今昔物語集の編に、冥報記に精通していたこと、また、冥報記は、今昔物語集の編集がまだ着手される以前の、構想の段階からすでに、三宝感応要略集がまだ着手される以前の、構想の段階からすでに、三宝感応要略集がまだ着手される以前の、構想の段階からすでに、三宝感応要略集がまだ着手される以前の、構想の決定と編集の着手とをうながしたるといった。

このことは、もちろん依拠資料の不均衡さの点からだけではなく、たとえば李大安蘇生譚と、それに続く第十四話とが巻六に配されているのから、そして編者が、ただ堕性的に、漫然とそれによりかかることをから、そして編者が、ただ堕性的に、漫然とそれによりかかることをから、そして編者が、ただ堕性的に、漫然とそれによりかかることをから、そして編者が、ただ堕性的に、漫然とそれによりかかることをから、そして編者が、ただ堕性的に、漫然とそれによりかかることをから、そして編者が、ただ堕性的に、漫然とそれに続く第十四話が巻六に収めらく、たとえば李大安蘇生譚と、それに続く第十四話とが巻六に配されているのは、おそらくつぎのような手順によるものと思われる。

うにわたしには思われる。

資料であったかもしれないことなどを、この現象は示唆しているよ

二書に類話があり、一方が他方の出典であることがはっきりしてい いての註記をたよりに冥報記の該話をたぐりよせ、それによった。 ものであったからである。編者は、 標題にそえられている出典につ

る以上、

原拠にしたがうのはとうぜんであろう。ここから、今昔物

はない。 それにもとづいて第十三話の李大安蘇生譚を構成した編者は、 とまれ、三宝感応要略録を踏石として冥報記を引き出し、 資料に対する真摯な姿勢を読みとることは、さして困難で 前話

との関連から、 続く第十四話も、 同じ冥報記によった。

もって右の解釈に疑問をさしはさむ余地は、ほとんどないものと思 現存のものとが同一だという保証はないけれど、だから、その点を れるはずである。今昔物語集の編者の手にした三宝感応要略録と、 したかかわりかたのあったことが知られることによって裏打ちをさ にみられ、今昔物語集の資料への対しかたの方式のひとつに、こう とについては、このように解するのがもっとも穏当であろう。 九話とのばあいや、巻六第六話のなかのふたつの章段のあいだなど てこのことは、これとまったく同じ事例が、巻四第二十八話と二十 の求められない第十四話が、李大安蘇生譚のつぎに配されていると 李大安蘇生譚の冥報記によったしだいと、三宝感応要略録に類話 そし

結論だけをかいつまんでいうと、二例ともに、まず三宝感応要略録 ばあいについては、すでに別稿でふれたことがあるが、いまいちど 話(または次段) の註記を手がかりとして、その出典である慈恩伝にたどりつき、 巻四第二十八話と第二十九話とのかかわりや、 は、慈恩伝に依拠した前話(または前段) 巻六第六話などの にひっ

今昔物語集と冥報記

―李大安蘇生譚をめぐって―

ぱられて、同じ慈恩伝によっているのである。

結びつきの強さにほかならない、ということになるであろう。 えるほかないし、その作意をささえているのは、編者と冥報記との 話とが冥報記にもとづいているのは、意識的になされたものだと考 れば、くりかえすことになるが、李大安蘇生譚とそれに続く第十四 いずれも三宝感応要略録のからんでいるこうした事例をもってす

2

「今昔物語集の研究(上)」と「日本古典文学大系本今昔物語

なされているのであろう。 と指摘している四九話のうち、李大安蘇生譚をふくむ一七話だけに とは、さきにふれたように、李大安蘇生譚の出典を、冥報記の、 れらは、他の三二話以上に前田家本冥報記に通じるものがあるとみ 別されていることの理由はしかとはわかりかねるが、少なくともそ ついて、とくにそれを前田家本だと断定している。一七話が他と区 れも前田家本だとしている。 なかでも後者は、冥報記によっている そ

前田家本、法苑珠林所引本などにみられるものとつきあわせてみる と、もっとも前田家本に近いといえる。 たしかに、今昔物語集の李大安蘇生譚は、 知恩院本、 高山寺本、

例あるが、その二七例について、今昔物語集がどれと同じ記述をそ なえているかをみると、前田家本が一九例でもっともおおいのであ 異同のうちに、今昔物語集に対応する記述の求められるものが二七 たとえば、右四書の李大安蘇生譚を対校して検出される五三例 ちなみに、知恩院本は一 七例、 高山寺本は一 五例、そして法苑

珠林所引本は七例となってい

には、 田家本がからんでいるということになる。 いて、今昔物語集と同じかたちの記述を有する側には、おおむね前 所引本といったような九類型からなっている異同の組みあわせにお ことではあるが、前田家本・知恩院本・高山寺本の三書対法苑珠林 これは延べ数である。延べ数が右のとおりである以上とうぜんな 知恩院本や高山寺本と無関係に今昔物語集と同じ記述を有す さらにまた、 前田家本

る例が六例あるのに対して、後記両書が前田家本をはなれて今昔物

語集と同じ記述を有する例は、 も、これとほぼ同じ傾向がみとめられ、前田家本の優位のほとんど おいても、また、 譚のみにみられる特殊な現象ではない。右五書で重複する二二話に が今昔物語集に近いてとを示すこうした現象は、 物語集に近いことを示しているといえよう。 あるにすぎないという点も、前田家本が、他の三書にくらべて今昔 恩院本、 高山寺本、法苑珠林所引本などにくらべて、 知恩院本を 除く 四書で 重複する 一五話において 知恩院本に四例と、高山寺本に二例 ひとり李大安蘇生 前田家木

あわせのなかから、

今昔物語集と異なる記述を有する側である。一五類型の異同

<遠さ>を示すものを拾い出し、

ものから順に示すと、法苑珠林所引本(一三五例)、 例でもっともおおいという結果がえられる。 について、 を検出し、そのなかの今昔物語集に対応する記述の求められるもの ようになる。さきのばあいと同じ要領で、まず四書を対校して異同 たとえば、 今昔物語集がどれに近いかをみると、前田家本が一八五 五書で重複する二二話についてみると、それはつぎの 以下、 延べ数のおおい 知恩院本(

る

高山寺本(六七例)というようになる。

異同や、

対応す

動かしがたいことがたしかめられるのである。

ある。 è 語集に近いといった総体的な傾向だけは、少なくとも、ここからう うわけにはいかない。 る記述の認定に際して、 こうした数が、それ自体として絶対的な重みをもっているとい けれども、 前田家本が、 また、ひとつひとつのはなしにはばらつきも なにほどか主観が入ることは避けがたい 他の三書とくらべてひときわ今昔物

遠さ〉を示すのは、 ものである。この<近さ>に、それとうらはらの関係にある<遠さ 〉を重ねあわせると、 かがうことができるであろう。 なお、 これは、 諸本の今昔物語集への距離の<近さ>をはかっ いうまでもなく、 前田家本の近さはいっそうはっきりする。 異同の組みあわせにおいて、 tz

回り、 回り、 ねあわせると、高山寺本と知恩院本とは、 ということになるわけである。 おおいものから順にあげると、 一三七例)、法苑珠林所引本(一二〇例)、 という結果がえられるのである。 そして前田家本では、<近さ>が<遠さ>をおおはばに上回 法苑珠林所引本はあいなかばするものの、 高山寺本(一八八例)、 しかも、 <近さ>と<遠さ>とを重 <遠さ>が<近さ>を上 前田家本(七〇例 やや<近さ> 知恩院本

例となっている。 さ〉を示す例は前田家本が六〇八例でもっともおおく、 引本の三七三例がそれにつぎ、高山寺本がもっとも少なくて二八一 知 、恩院本を除く四書で重複する一五話のばあいにおいても、 一方、<遠さ>を示す例では、 法苑珠林所引本が △沂

その延べ数の

四六〇例で、これは〈近さ〉を上回っている。ついでおおいのが前四次〇例で、これは〈近さ〉を上回っている。といったさ〉の点では、前田家本の二二五例。高山寺本は一五二例である。数のうえでは、前田家本は高山寺本のそれをはるかにしのいでいるから、総合的にみているうえ、〈近さ〉〈遠さ〉の差においても、比においても、前田家本は高山寺本の方が前田家本よりも今昔物語集に近いというたばあい、高山寺本の方が前田家本よりも今昔物語集に近いというたばあい、高山寺本の方が前田家本よりも今昔物語集に近いというたばあい、高山寺本の方が前田家本よりも今昔物語集に近いという。

なのである。 たおおづかみな傾向がたしかめられるだけで、じつは、じゅうぶん つかむことができるものと思われる。 と今昔物語集に近いというおおまかな傾向だけは、以上によって、 な方法ではある。 り質を無視して、 異質な要素が混在している。そうした個々の実状を無視して、 各話によって傾向に多少のばらつきがあるし、 けれども、 量の多寡だけをもんだいにするのはいささか乱暴 前田家本が、 そして、このばあい、そうし 他の三書とくらべて一段 同一 話のなかにも つま

て、それとこれとは、おのずから別のもんだいである。見方をかえ対象にした高山寺本などとの比較のうえのことにすぎないのであっ近い位置にあるとはいっても、それはあくまでも、あわせて考察の近い位置にあるとはいっても、それはあくまでも、あわせて考察のだからといって、前田家本が今昔物語集の出典だということにはなさて、今昔物語集は、たしかに前田家本にもっとも近い。しかしさて、今昔物語集は、たしかに前田家本にもっとも近い。しかし

今昔物語集と冥報記

-李大安蘇生譚をめぐって―

りのあるものであるかということでもある。ては高山寺本や法苑珠林所引本などが、いかに今昔物語集とへだたれば、右に指摘してきたところは、部分的にはともかく、全体としれば、右に指摘してきたところは、部分的にはともかく、全体とし

る。とができる。 李大安蘇生譚の なかにも、 それは 求めることができをができる。 李大安蘇生譚の なかにも、 それは 求めることができ事例は、諸本を少しこまかにみくらべていけば、いくらも見出すこじじつ、前田家本を今昔物語集の出典とみなすことの障害となる

る。 るわけであるが、発端を、前田家本はつぎのように書きおこしているわけであるが、発端を、前田家本はつぎのように書きおこしている。

につの流れがあり、今昔物語集は後者の系統に属するものによったたつの流れがあり、今昔物語集は後者の系統に属するものによったのるに関して<大高>としているのである。まず前者についる本がある以上、いかに字体が似ているからといって、それらは前田家本に同じいが、高山寺本と法苑珠林所引本とは、今昔物語集と同じくたた。としているのである。今昔物語集と同じかたちをそなえてに同じいが、高山寺本と法苑珠林所引本とは、今昔物語集と同じくへ大売>としているのである。今昔物語集と同じかたちをそなえてに同じいが、高山寺本と法苑珠林所引本とは、今昔物語集と同じくた売>としているのである。今昔物語集と同じかたちをそなえての一次本がある以上、いかに字体が似ているからといって、それを今に同じいが、高山寺本と法苑珠林所引本とは、今昔物語集と同じかたちをそなえて、大売>としているのであるからといって、それを今においる本がある以上、いかに字体が似ているからといって、それを今に同じいが、高山寺本と法苑珠林所引本とは、字体も似ていると、字体も似ている。

3

のだと解すべきであろう。

れは一个為>を訳したものであるかのようにみえる。 (2)に相応する部分を<<任ジタリ>としている。一見したところ、 るものがある以上、そうした解釈をここで適用するわけにはいかな ある。けれども、法苑珠林所引本のように、ここを<任>としてい あるいは<大理ノ丞トシテ有リ>(九15)などからみても、これは ならないということはないのであって、<縣ノ吏ト有り>(九9) いちおう、訳語としての許容範囲内にあるものと考えてよさそうで ②のばあいも、事情はほぼ同じだといってよい。今昔物語集は、 つねに<己洲ノ刾吏ト為り>(七29)といったものでなければ <為> の訳語

ゼリンの用例がみられるが、それに相当する部分は、前田家本でも もののほかに<任>とする流れがあり、今昔物語集はそれによって 知恩院本でも、 いは今昔物語集は、 いることが、ここでも推察されるのである。 なお、巻九第二十三話には、 この一例をもって即断するわけにはいかないが、 また、高山寺本でも法苑珠林所引本でも、 予想以上に 原典に 忠実であったのかもしれな ②のばあいと同じ<都水ノ小吏ニ仔・ ある

それはともあれ、 私見によれば、 前田家本を今昔物語集の出典と

ではなく、前田本系統の一本によったと言ふべきであると思ふ〉と

張する一方で、前田家本のみによったのでは生じえないとみられる

巻九第三十三話について、

前田家本の優位を主

たとえば、氏は、

人名の違いにふれ、<今昔の本文は直接前田本そのものによったの

なしから引き出されているわけではないし、 のなかで、八七例をかぞえることができる。 みなすことの障害となる右のような事例は、 そのひとつひとつは、 八七例が、 両書に共通する四 すべてのは 九話

巻七第四十七話 謂日 僧日 (高・ (前 珠・今

北辺 前

巻九第三十六話 水辺 (珠・今)

からず検出される以上、今昔物語集が、 といったような微細なものではある。 本に近くても、とうていそれを出典とみなすわけにはいかないであ しかし、 いかに全体としては前田家 こうした事例が少

ろう。

くなってくる。むしろ、今昔物語集の<任ジタリ>は、たとえ訳語

寺本とともに、前田家本は<為>としているのであるが、そうした 三宝感応要略録は、この部分を<住>としている。知恩院本、高山 はなく、<任>にもとづいたものと考えるべきであろう。ちなみに としての許容範囲内にあるとしても、<為>から訳出されたもので

て、 まりに、ひいきのひきたおしをしてしまっているのだ。 説は、当時としては、 義氏であった。その結論には、以上のようなしだいでしたがいえな る。ただ、氏は、高山寺本を重んじる説の不当さを意識しすぎるあ いが、高山寺本を重んじる説が提起せられていた当時、それを排し 前田家本を今昔物語集の出典だとはじめて指摘したのは、片寄正 前田家本の資料としての価値を高く評価しようとしている氏の じゅうぶんに意味のある提言であったといえ

らず、氏はさしたる理由もなく、前田家本にこだわっている。するきっかけになるはずの、かっこうの事例であった。にもかかわ述べている。しかし、これなど、本来、いわゆる前田家本ばなれを

いように解するとすれば、 結論と矛盾してしまうことになる。 結局前田本の四十八条が今昔物語集四十八話の出典となる>という としていると解しようとすれば、<前田本にのみある 五話を加え、 でもない。もし、巻九第三十三話を<前田本系統の一本によった> 巻九第三十三話を<前田本系統の一本によった>と主張しているの の部分をあわせみると、そうでないことがあきらかであるし、 田本系統の一本によった>としているようにも解される。だが、 今昔物語集の冥報記とかかわりのあるはなしすべてについて、 <今昔の本文は>とあるから、この部分だけをみるかぎり、 人名の部分だけが、 したがって、 <前田本系統の一本 氏の論に矛盾しな また <前 氏は 佃

珠林所引本の類話にも、巻九第三十三話と同じかたちの人名が求めて一部分のみがへ前田本系統の一本によった〉などということが、と一部分のみがへ前田本系統の一本によった〉などということが、じっさいもんだいとして、はたしてありうるかどうか。これはおおいに疑問である。一歩ゆずって、かりに巻九第三十三話の人名の部分だけが他の伝本から移入されたものだとしても、その伝本をへ前田系統の一本〉だとしなければならない理由は、なんらみとめられる法が、前に、げんに、前田家本とは系統を異にしているとみられる法苑本ない。げんに、前田家本とは系統を異にしているとみられる法苑本ない。げんに、前田家本とは系統を異にしているとみられる法苑本ない。げんに、前田家本とは系統を異にしているとみられる法苑を開じかたちの人名が求め、対れが引き、巻九第三十三話と同じかたちの人名が求め、中国家本に、大きのでは、大きのでは、大きのであり、そのでは、大きのでは、いきのでは、大きのでは、いきのでは、いきのでは、大きのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、大きのでは、対話には、大きのでは、たらのでは、ためには、ないないが、いきのでは、ないが、いきのでは、ためでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、ないでは、いきのではないいいは、いきのでは、い

によった>ということにならざるをえない。

られるのである。

今昔物語集と冥報記

―李大安蘇生譚をめぐって―

系統の一本によった

〉ものであるとしようとするならば、

現行の国

こうした、ほとんどなりたちえないと考えられる主張が、にもかわらずなされているのは、繰り返えすことになるが、けっきょくかわらずなされているのは、繰り返えすことになるが、けっきょくは、前田家本だけでは説明のつかない人名の部分にいきあたったとは、前田家本だけでは説明のつかない人名の部分にいきあたったとは、前田家本だけでは説明のつかない人名の部分にいきあたったとは、前田家本だけでは説明のつかない人名の部分にいきあたったとさ、全体が前田家本によりかかっているのだからという理由で、比き、全体が前田家本によりかかったのだのと表えられる主張が、にもかかわらずなされているのは、繰り返えないと考えられる主張が、にもかであったのだ。

今昔物語集と同じかたちの人名が法苑珠林所引本の類話にも求めら とづいていないことを、むしろ示唆しているのだ。 にいかないことは、いうまでもあるまい。これらを、もし人前田本 分を、単純に、<前田本系統の一本によった>ものだなどというわけ といった事例も少なくない。したがって、前田家本からはみ出す部 いは三書が今昔物語集と同じかたちであって、前田家本だけが違う いもあれば、高山寺本や知恩院本などのばあいもある。二書、ある 記述が求められるのは、特定な本ではない。法苑珠林所引本のばあ である。いま、それらについていうと、今昔物語集と同じかたちの みなすことの障害となる事例として、さきにあげた八七例のばあい かに、同じような例が八七例ある。前田家本を今昔物語集の出典と 本系統の一本によった>とされるのは、右の一例だけであるが、 れるのであるが、これは、そうした事情を物語っている。氏が<前田 巻九第三十三話の人名のもんだいは、今昔物語集が前田家本にも いまいうように ほ

5

報記は、ことごとく<前田本系統の一本>ということになってしま

紙筆作書畢。

(法苑珠林

なものだと考えるべきなのであろうか。は、いったいどのようなものなのであろうか。あるいは、どのよう語集の出典でないとするならば、それにかわって出典の座につくの語集の出典でないとするならば、それにかわって出典の座につくの

意味においてのことではない。ばなるまい、とわたしも考える。もちろん、しかし、片寄氏と同じばなるまい、とわたしも考える。もちろん、しかし、片寄氏と同じ結論的にいえば、それはやはり、<前田本系統の一本>でなけれ

と軌を同じうしている。たとえば李大安蘇生譚において、李大安が いはずである。そして現存の諸本のうちでは、前述のように、前田 家本がきわだって今昔物語集に近い。今昔物語集は、前田家本が誤 家本がきわだって今昔物語集に近い。今昔物語集は、前田家本が誤 家本がきわだって今昔物語集に近い。今昔物語集は、前田家本が誤 家本がきわだって今昔物語集に近い。今昔物語集は、前田家本が誤 家本がきわだって今昔物語集に近い。今古物語集は、前田家本が誤 家本がきわだって今昔物語集に近い。今古物語集が複数の冥報記をあわせ用いているかどうかはつまび 今昔物語集が複数の冥報記をあわせ用いているかどうかはつまび

大安驚覚呼奴。其不叛者奴婢欲抜刄。大安曰。抜刄便死。可先取寺本、知恩院本、および三宝感応要略録などのようにとしているのであるが、これはあきらかに、法苑珠林所引本、高山大安驚覚呼奴其不叛奴婢至欲抜刄便死先取紙筆作書

従者に刺された直後の状況を、

前田家本は

たとみなされる条件がある。ところが今昔物語集は、田家本には、〈抜刄〉に目うつりして――線部を脱落させてしまっいている前田家本に不自然さがあることはいなめない。加えて、前為との主体がだれであるかにかかわる重要な部分であり、それを欠とあるべきところであった。――線部は、〈便死〉以下の判断と行とあるべきところであった。――線部は、〈便死〉以下の判断と行

ちあげないが、同じような事例は少なくない。と、前田家本とほとんど同じかたちをとっているのである。いちいと、前田家本とほとんど同じかたちをとっているのである。いちいこ、死ナムトス。従者、先ヅ紙筆ヲ取テ、此ノ事ヲ記シテ懸ノ官

大安驚キ悟テ従者ヲ呼ブ。従者寄テ此レヲ見テ刀ヲ抜カムト為ル

で、知恩院本、高山寺本、法苑珠林所引本などとも通じあう部分をと考えなければならないであろう。しかし、前田家本そのままでは、他の諸本に同じかたちの記述が求められる、という条件を満たは、他の諸本に同じかたちの記述が求められる、という条件を満たは、他の諸本に同じかたちの記述が求められる、という条件を満たなによりもまず、前田家本にかなり近い本文体裁を基本とする一方料として用いた冥報記は、こうした点からして、今苦物語集の資料として用いた冥報記は、こうした点からして、今苦物語集の資料として用いた冥報記は、

ば、≪前田家本に近似した散佚冥報記≫ということになる。しない。したがって、 <前田本系統の一本> は、 より 正確にいえる。もとより、そのような条件をあわせそなえている冥報記は現存一部にそなえた 伝本でなければなら ないものと 考えられる のであ

現存の冥報記は抄本である。法苑珠林や三宝感応要略録などが冥

にみあたらないものがふくまれていることから、それはあきらかで う。そしてその≪散佚冥報記≫は、前田家本から派生したものではな 記》は、おそらく、現存の諸本と所載話数のあまり違わない抄本であろ 物語集の出典だとは考えられない。《前田家本に近似した散佚冥報 も、表記のうえでも、 報記から引用したことを示しているはなしのなかに、現存の冥報記 ただ、私見によれば、散佚したその完本は、所載話数のうえで 前田家本とはかなり様相を異にしていて、今昔

6

むしろ、前田家本の祖型とでもいうべきもののように思われる。

て、

寺本・知恩院本といった組みあわせなのである。 にはある。けれども、 重なりあっている例や、 とが知られる。 なし、前田家本・高山寺本・知恩院本の三本で形成される一群と対 苑珠林所引本と三宝感応要略録とが同じかたちをとっていて一群を がおおむね後者に近いことは、 あくまでも、 立している例がおおいといった、異同状況に特徴的な傾向のあるこ 李大安蘇生譚を、三宝感応要略録をふくむ五書で校合すると、 、同状況にみられるこの特徴的な現象は、 法苑珠林所引本·三宝感応要略録 法苑珠林所引本と三宝感応要略録とが他の一本とも それはごく例外的な存在でしかない。 両書が別々のかたちをとっている例もある さきに述べたとおりである。 いったいなにを意味し なお、今昔物語集 前田家本・高山 主流は 泆

ているのであろうか。 今昔物語集と冥報記 この李太安蘇生譚のほかにないから、確定的なことはいえない わたしにはこれは、 三宝感応要略録をふくむ 五書で 重複する 例 祖本への距離の違いによってもたらされた -李大安蘇生譚をめぐって―

> 現象—、 にくらべて祖本に近いために生じた現象のように思われる。 法苑珠林や三宝感応要略録が、 それも、 法苑珠林所引本と三宝感応要略録とが、 所載話の出典を明記していること

他の三本

記とは、 おり、 ろう。法苑珠林や三宝感応要略録は、 法苑珠林をふまえたものを収めているけれど、 によったものであることを示している。三宝感応要略録は、 は周知のとおりであり、 だけではない。法苑珠林も三宝感応要略録も、 また、三宝感応要略録を大唐大慈恩寺三蔵法師伝や大唐西域記など 用している。そのことは、法苑珠林を唐高僧伝や梁高僧伝などと、 五十四の類話が、法苑珠林に求めることができないなどの点からし かかるものであることを明示しているいまひとつの例である巻中第 であるにせよ、別なものであるにせよ、前田家本等にみる現存の冥報 ということになろう。また、両書の背後にある冥報記は、 さ(同一であるばあいもふくめて)によるものである可能性が大だ みる李大安蘇生譚の近しさは、 あることを明示したもののうちに、現存の冥報記にみられないはな をふくんでいるから、 こうして、 法苑珠林、 三宝感応要略録ともに 冥報記にもとづいて それぞれつきあわせることによって、 額面どおりに、 李大安蘇生譚も、 しかも、それを忠実に引用しているとみられる以上、 かなり様相を異にしていたはずである。 直接冥報記から採用されたものと解すべきであ 法苑珠林を経由して もちこまれたのではな 李大安蘇生譚については、 違いは、 それぞれの依拠した冥報記相互の近 所載話数の面にも、 明示してある出典を忠実に引 容易にたしかめられる。 冥報記からの引用に 冥報記からの引用で 表現上のもんだい それぞれ冥報記 とうぜんおよ 同じもの 両書に

んでいたとみなければならない。

抄本である可能性も残っている。 記もまた、それらにみられないはなしを収めていることでもあり、 報記にみられないはなしを収めているのと同じように、現存の冥報 はいかない。それらの背後にある冥報記が、前田家本等の現存の冥 ある冥報記を、そのまま祖本であり、完本であるなどというわけに もちろん、だからといって、法苑珠林や三宝感応要略録の背後に

く伝えているものであったとみなすのが妥当なように思われるので と重ねあわせると、その冥報記は、祖本、ないし祖本の面影を色濃 たうえで、さらにそれを冥報記と法苑珠林との成立年次のもんだい 三宝感応要略録の背後にある冥報記について、以上のようにおさえ ただ、これはあくまでも状況証拠でしかないけれど、法苑珠林や

のである。いずれにしても、成立してから十余年しかたっていない ら、十年前後しかたっていない時点であったということもありうる なりさかのぼった時点だと考えなければなるまい。ばあいによって 資料のひとつとしての冥報記を編者が入手したのは、 てい考えられないのであって、編集に用した期間に思いをいたせば と近接していたはずである。法苑珠林が一朝一夕になったとはとう 八年しかない。しかも、じっさいには、 である。その間のへだたりは、最長にとったばあいでも、 (六五〇一六五五)であり、法苑珠林は総章元年(六六八)の成立 すなわち、法苑珠林第一百巻によれば、冥報記の成立は永徽年中 法苑珠林の編者が 冥報記を 入手したのは、 両書の時間的距離は、もつ それが 完成してか 総章元年をか わずか

> とえそれが抄本であったとしても、本文の表現の面では、 く伝えるものであったとみるのが穏当であろうと考えられるし、 のであるから、 から離れたものであるということになる。 さして離れたものではなかったはずだと考えるのが自然であろう。 とするならば、 法苑珠林の引用した冥報記は、 法苑珠林等と表現の異なる現存の冥報記は、 祖本のかたちを色 祖本から

7

おおい悪本である。 私見によれば、 前田家本は、 たとえば、 冥報記諸本のうちで、もっとも誤脱 前田家本は、

0

是同郡張公瑾妾。 識 (下15)

姓元氏。手執一紙文書迎謂嘉運曰。

馬生尚相

因何復殺両鴨。 是実。然国事也。 恪曰。 恪何有罪焉。 前任縣令。 官日。 殺鴨供官客耳。 汝殺会獠 豈恪 行 19 〒 19

集の依拠した≪前田家本に近似した散佚冥報記≫も、 は いているなどの、 一方、 今昔物語集もまた、 巻九第 三十話と 同巻第二十八話とで これらに相当する記述を 欠いている。 誤脱のおおい ものであったと みなければ ならな したがって、 右の記述を欠 今昔物語

が不鮮明になっている。

. った記述を、諸本のうちでひとり欠いており、

そのために意味

法苑珠林による一

個所のつじつまをあわせようとしている今昔物語集は、 誤脱のおおい冥報記にしたがい、いじましいまでに、 手にした冥 出典の誤脱

ど、それほど資料に忠実であるという一面もあわせそなえていたと にたるとみなした資料に対しては、ほとんど無批判に受け入れるほ 周到な準備にもとづいて資料操作をしている反面、いったん信ずる 報記に、全幅の信頼をおいていたかのようである。今昔物語集は、 いうことになろうか。 註 4、 註3、 註2、今昔物語集と大唐大慈恩寺三蔵法師伝 註1、今昔物語集と法苑珠林 (国文学研究 昭 42 · 11) 「今昔物語集の研究(上)」 同右 三六〇頁 三六四頁 第五号、昭4·11) (同右 第三号

今昔物語集と冥報記

―李大安蘇生譚をめぐって―